

2017年(平成29年)7月13日

新 聞 (朝刊) 岐 阜

大垣署情報漏えい訴訟

県側、適法と主張

岐阜地裁

大垣市などで計画されている風力発電施設の建設を巡り、大垣署員が収集した反対住民らの個人情報を中心として、精神的苦痛を受けたとして、住民4人が県を相手取って計440万円の損害賠償を求めた訴訟の第3回口頭弁論が12日、岐阜地裁(池町知生子裁判長)であり、県側は

同署による情報収集活動は適法と主張した。

県側は具体的な情報収集活動の内容については認否しない構え。準備書面では、トラブル防止のために事業者らと意見交換を行うことにはあるなどとし「原告が主張するような法的根拠を欠いた違法行為ではない」とした。

訴状によると、同署員が

2013～14年に少なくとも4回、同社に思想信条などの個人情報を提供。市民運動に対する意図的な抑圧でプライバシー権や表現の自由が侵害されたと主張している。

県、情報収集の認否明かさず

大垣情報漏洩訴訟で口頭弁論

大垣市内の風力発電施設建設をめぐる、大垣署員が中部電力の子会社「シーテック」の従業員に反対派住民の個人情報を漏らしたとして、この住民4人が県を相手に計440万円の国家賠償を求めた訴訟の第3回口頭弁論が12日、岐阜地裁

であった。県側は前回の弁論で、池町知佐子裁判長から訴状に対する認否を求められていたが、今回も明らかにしなかった。

住民側は、風力発電に関する勉強会への出席や過去の市民活動歴などをともに、署員が住民を監視し

て個人情報を集め、事業者に伝えていたと訴えていた。

県側は訴えに対する認否を明らかにせず、池町裁判長から要請があった後に提出された準備書面でも、情報収集の具体的な活動内容については「トラブル防止の観点から、意見交換を行うことはありえる」「警察の行う情報収集活動は適法」と述べるにとどめ、認否はできないとした。

11日には「共謀罪」の趣旨を含む改正組織犯罪処罰法が施行。住民側の山田秀樹弁護士は弁論後の記者会見で、「この法律は警察権限を拡大し、市民への監視が正当化される。大垣の事例では情報が外部に漏らされていた。市民運動は表現の自由であり、それを守るためにも負けられない裁判だ」と話した。

次回期日は10月30日。

(竹井周平)

「市民情報収集は適法」

大垣署漏えい訴訟 口頭弁論で県側

西濃地方の風力発電施設の建設を巡り、大垣署員が反対住民の個人情報を中部電力子会社「シーテック」(名古屋市)に提供したとされる問題で、プライバシーなどの権利が侵害され精神的苦痛を負ったとして、大垣市の六十代の男女四人が県に損害賠償を求めた訴訟

の第三回口頭弁論が十一日、岐阜地裁(池町知佐子裁判長)であった。県側は「情報収集活動は適法。トラブルを防ぐため、意見交換を行うことはある」と反論した。

原告側はこれまで、警察の情報収集活動が法的に根拠のない違法な行為だと主張。この

日県側は「警察法に基づき警察の責務を全うするため、任意手段で行えば適法」とした。また、収集した情報の中身を明らかにすることは、公共の安全などの観点から「認否できない場合がある」と考えを示した。

プライバシーについて「原告は報道など

を使い、自ら積極的に活動をアピールしてきた。社会一般の人々に知られた情報」とし、侵害には当たらないと強調した。

が十一日に施行されたことを受け、県弁護士会(岐阜市)の浅井直美会長は十二日、同法に反対する声明を出した。

訴状によると、署と同社は二〇一三、一四年に少なくとも四回、情報交換会を開催。署が同社に四人の経歴、病歴、政治的信条など職務上知り得た個人情報などを伝えたといわれる。四人は計四百四十万円の支払いを求める。第四回口頭弁論は十月三十日の予定。

衆院と参院は、同法の処罰範囲があまりに、十分に審議することなく、強行採決したと指摘。「両院の姿勢は憲法が規定する国権の最高機関であり、国民の代表機関であることを放棄するに等しい」と批判した。

同法によって、捜査機関の市民に対する監視が日常化し、プライバシー権が侵害され、表現の自由などが侵害され、強い萎縮効果が生まれたりすると、それがあると強調した。(田井勇輝)

「共謀罪」施行で
県弁護士会声明
「表現の自由侵害」
「共謀罪」の趣旨を含む改正組織犯罪処罰法

個人情報収集の
認否を明かさず

損害賠償訴訟で県

中部電力の子会社「シーテック」（名古屋）が大垣市などに建設予定の風力発電施設の計画を巡り、住民の個人情報が大垣署が漏らしたとして、住民側が県に損害賠償を求めた訴訟の第3回弁論が12日、岐阜地裁であった。県側は情報収集

活動の具体的な内容について、改めて認否を明らかにしない方針を示した。

県側はこれまでの答弁書で「警察の情報収集活動の具体的な内容を明らかにすることは公共の安全や秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある」として認否をしないと主張していた。

2017.7.13

毎日

住民側は閉廷後、近くの県弁護士会館で報告集会を開催。組織犯罪を計画段階で処罰するため、従来の「共謀罪」の構成要件を改めたテロ等準備罪を新設する改正組織犯罪処罰法が11日に施行されたことを受け、住民側代理人の山田秀樹弁護士は「共謀罪法は警察権限を拡大し、市民を監視することが正当化される」と危機感を表明。「全国で監視社会を巡る問題を争っているのは今のところ大垣の事件だけ。是が非でも負けられない」と語った。

【沼田亮】